

伊予市立翠小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

「いじめは、人として絶対に許されない行為である。また、いじめは、どの子にも、どの学級でも起こりうるもの、そして、誰もが被害者にもなる。」という共通認識の下、子供に寄り添い、悩みを親身に受け止め、子供の変化をあらゆる機会を捉えて鋭敏に察知するよう努める。また、子供の個性を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進していくとともに、SNSを介したネットいじめなど、学校から見えづらいいじめにも対応できるよう、道徳教育を中心とした全教育活動を通して、かけがえのない生命や生きることのすばらしさに重点を置いた指導を推し進める。

いじめ問題解決に向けて全ての関係者がそれぞれの立場から責務を果たし、地域を挙げた取組を推進する。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

- ・管理職
- ・教務主任
- ・生徒指導主事を中心とした全教職員

【家庭・地域等】

- ・PTA ・学校運営協議会
- ・翠小学校児童生徒をまもり育てる協議会（みどりの会）
 - （公民館 少年補導委員）
 - （主任児童委員 民生児童委員）
 - （人権擁護委員）

【外部専門家】

- ・教育相談員
- ・特別支援教育巡回指導員
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・弁護士
- ・伊予警察署双海駐在所

【関係機関】

- ・伊予市教育委員会
- ・伊予警察署
- ・適応指導教室
- ・スクールガードリーダー
- ・県総合教育センター
- ・県福祉総合支援センター
- ・医療機関
- ・法務局

【いじめ防止】

「愛顔が輝く翠っ子」が生き生きと活動する学校づくりに向け、いじめを自分たちの問題として捉える子供の自己指導能力の育成やいじめを生まない学校風土の醸成、校内の生徒指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化に努める。

- 1 人権・同和教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、自他の生命を大切にすると指導に努める。
- 2 よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の充実を図る。
- 3 自尊感情を高めるとともに、友達と互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができる学級経営の推進を図る。
- 4 児童会活動において、いじめに関わる問題を適時取り上げ、子供がいじめを容認しない意識の下、自主的に取り組む活動を取り入れていく。
- 5 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、情報共有をしながら、校長のリーダーシップの下、全教職員が連携した指導体制を確立する。
- 6 いじめ問題に関する指導方法について、教職員間での共通理解を図るなど、いじめ問題に関する校内研修を充実する。
- 7 家庭や地域の関係団体とともに学校や児童の現状を把握し、いじめ問題など、生徒指導上の諸問題について協議する会（みどりの会）を設け、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 8 年度当初に、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、学校ホームページ等で広報することで保護者や地域の理解を図る。
- 9 スクールガードリーダーの巡回指導を通して、地域ぐるみで子供たちの安全を守る体制づくりを充実させる。

【いじめ防止対策年間計画】

一学期	・ PTA 総会、学級 PTA の開催（いじめ問題に対する認識や対応についての周知） ・ 教育相談の時間を設け、子供の悩みを汲み取る機会の確保 ・ 「学校生活を楽しくするための心のアンケート」の実施（1回） ・ みどりの会、学校運営協議会等の開催 ・ いじめを把握するためのアンケート「ピカピカアンケート」の実施（3回） ・ 児童の人間関係構築力の育成に向けた「ジブンミカタプログラム」の実施（5、6年生 4回）
二学期	・ 教育相談の時間を設け、子供の悩みを汲み取る機会の確保 ・ 「学校生活を楽しくするための心のアンケート」の実施（1回） ・ みどりの会の開催（双海中学校にて） ・ いじめを把握するためのアンケート「ピカピカアンケート」の実施（3回） ・ 児童の人間関係構築力の育成に向けた「ジブンミカタプログラム」の実施（5、6年生 4回）
三学期	・ 教育相談の時間を設け、子供の悩みを汲み取る機会の確保 ・ 「学校生活を楽しくするための心のアンケート」の実施（1回） ・ 学校運営協議会等の開催 ・ いじめを把握するためのアンケート「ピカピカアンケート」の実施（2回） ・ 児童の人間関係構築力の育成に向けた「ジブンミカタプログラム」の実施（5、6年生 4回）

【早期発見】

- 1 いじめはどの児童にも起こりうるという認識の下、随時、職員会議等の場を活用し、児童の変化について、常に情報を共有・蓄積する。
- 2 日頃の学校教育全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせ、いじめ予防的な指導を機会があるごとに繰り返し行う。また、いじめの「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせる教育活動を進める。
- 3 日記指導に加え、学期ごとに「学校生活を楽しくするための心のアンケート」や毎月の「ピカピカアンケート」を実施し、きめ細かな実態把握に努める。
- 4 教育相談を学校全体で定期的に行うほか、学級担任の判断で適宜実施し、児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制の構築を図る。
- 5 学校以外の相談窓口について、適宜周知を図る。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- 1 いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。
- 2 教職員はいじめ問題を察知した際は、一人で抱え込まず、管理職・教務主任・生徒指導主事へ報告し、その情報を全教職員で共有する。その後は、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 3 いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を迅速に行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 4 いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合にはいじめを止めさせ、その後再発を防止する措置をとる。事態が非常に深刻な場合には、伊予市教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含む）を立てるほか、警察等と連携を含め毅然とした態度で対応を行う。
- 5 アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- 6 SNSを介したネットいじめ未然防止のために、教職員研修や家庭への啓発、児童への指導の機会を設ける。ネット上の不適切な書き込み等については、伊予警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとり、被害の拡大を防止する。
- 7 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、伊予署と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察に相談し、援助を求める。同時に、伊予市教育委員会に報告の上、全校児童に調査を行う。その調査を行った場合には、当該調査に関わるいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他の調査結果を報告し、事態の解決に最善の処置を行う。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 受容的な親子関係の中で、子供が安心していられる環境づくりを大切にしましょう。 ○ 子供の立場に立って真剣に話を聞き、子供の寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子供の様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力し合って取り組みましょう。 ○ 子供がけがをさせられたり、金品などの被害にあったりしたら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ 携帯電話の使い方などはルールを決め、使用状況を把握しましょう。 ○ 普段の言葉遣いや挨拶など、気持ちのよい人間関係を築くために必要なことをしっかりと教えましょう。そして、わが子が「いじめる側」にならないように、よく話をして聞かせ、いかに生きるか、大切なことは何か、話し合う時間を取りましょう。
地域に求めること	○ 地域の子供たちを温かく見守り、子供たちに声掛けをお願いします。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡をお願いします。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加させてください。 ○ 子供は「地域の宝」です。地域の子供たちにとっての安らぎの場となるようにしましょう。